

# 募集

## 男女共同参画支援センター

「ほっと越谷」令和2年度登録団体

因男女共同参画を推進するために活動している登録団体には、セミナー・ルームの使用や情報発信の場の提供などの支援を行います。令和2年(2020年)1月4日(土)～2月8日(土)。登録要件や必要書類など詳しくは左記へ。男女共同参画支援センター「ほっと越谷」 ☎970117411(月曜日、祝日休館)

障害者用駐車場2020青色プロジェクト事業の参加ボランティア

12月14日(土)、午前10時～午後3時 陽武蔵野銀行越谷支店(弥生町14の18) 障害者用駐車場の青色塗装 回事前に電話で左記へ。 陽県福祉政策課 ☎04888301132233

ボランテア説明会

12月14日(土)、午後2時～3時 30分 陽中央市民会館4階会議

## 12/1(日)～14(土) 冬の交通事故防止運動

ながら運転 厳罰化!!

年末に向けて人や車の動きも慌ただしくなり、例年、交通事故が増える傾向にあります。また、道路交通法の一部改正により、「ながら運転」への罰則が厳しくなりました。交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故を防ぎましょう。

### 防ごう!

飲酒運転 路上寝込み 夕暮れ時と夜間の事故 子どもと高齢者の事故

- 自転車安全利用五則**
- 1 自転車は車道が原則、歩道は左側
  - 2 車道は左側を通行
  - 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
  - 4 安全ルールを守る
  - 5 子どもはヘルメットを着用

### 安全ルール

- ①飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ②夜間はライトを点灯
- ③交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

問越谷警察署 ☎964-0110、市役所くらし安心課 ☎963-9185

## 高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センター

市では、地域包括支援センターを市内に11カ所設置しています。主な業務は、健康・福祉に関することや権利擁護についての相談、介護保険で「要支援1」「要支援2」と認定された方などの介護予防ケアプランの作成です。このほか、高齢者等がより暮らしやすい地域とするために関係機関とのネットワーク作りを行っています。地域の高齢者の総合相談窓口として、お気軽にご相談ください。

名称	所在地	電話番号
桜井	下間久里792-1(桜井地区センター内)	970-2015
新方	大吉470-1(新方地区センター内)	977-3310
増林	増林3-4-1(増林地区センター内)	963-3331
大袋	大竹831-1	971-1077
荻島・北越谷	南荻島190-1(荻島地区センター内)	978-6500
出羽	七左町4-248-1(出羽地区センター内)	985-3303
蒲生	登戸町33-16(蒲生地区センター内)	985-4700
川柳・大相模	川柳町2-507-1(老人福祉センターひのき荘内)	990-0753
大沢	東大沢1-11-13	972-4185
越ヶ谷	越ヶ谷4-1-1(中央市民会館2階)	966-1851
南越谷	南越谷4-21-1(南越谷地区センター内)	999-6651

問各地域包括支援センター(上表のとおり)、地域包括ケア推進課(第二庁舎1階) ☎963-9163

令和2年3・4月の日曜日分の野球場貸し出し(抽選)希望者

室A・B 即日会場へ 問(福) 埼玉のちの電話 ☎04886451143322

令和2年度(2020年度)版保健カレンダーに掲載する

発行部数・掲載期間 13万3000部(全戸配布および転入者に配布)。令和2年(2020年)4月1日から1年間

規格・掲載料・募集数

カ ラー刷り印刷。▽1号規格(縦5.5㍍×横9㍍) : 3万円

▽2号規格(縦5.5㍍×横18

㍍)および3号規格(縦11㍍×横9㍍) : 各6万円。全8区画

申込み 12月20日(金)までに

申込書に原稿を添えて直接市民健康課へ。申込書や広告掲載基準は、市民健康課で配布するほか、市ホームページから印刷できます。詳しくは左記へ

問市民健康課(保健センター) ☎978113511

第20回越谷市美術展覧会(市展)の作品

日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の6部門。詳しくは募集要項をご覧ください。募集要項は生涯学習課、各地区センターで配布するほか、市ホームページから印刷できます。 展覧作品1点につき1000円。高校生は作品1点につき500円。 問12月10日(火)までに申込書を直接または郵送で生涯学習課へ。左記の二次元コードから電子申請でも申し込みできます

問生涯学習課(第二庁舎4階) ☎963119307

問

## 土地・家屋以外の固定資産税 償却資産の申告をお願いします

### 償却資産とは

法人・個人にかかわらず事業を営んでいる場合、その事業のために所有している構築物、機械・装置、工具・備品など減価償却費として計上されている償却資産にも課税されます。土地や家屋とは異なり、償却資産には登記制度がありません。そのため、償却資産を所有している方は、地方税法に基づき、毎年所有状況を所在地の市町村長に申告する必要があります。

(2020年度)償却資産申告書等を12月12日(木)に送付します。2年1月1日現在の資産状況を記入し、1月31日(金)までに資産税課へご申告ください。(郵送可)。

なお、償却資産を所有している、申告用紙が届かない場合はご連絡ください。申告用紙は市ホームページからも印刷できます。

### 【対象外となるもの】

▽自動車税・軽自動車税の課税客体 ▽耐用年数1年未満の資産 ▽取得価額が10万円未満の資産で一時損金算入されたもの ▽取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一

括して均等償却するもの ▽無形固定資産(特許権、ソフトウェア等) ▽繰延資産

### 「こんなときは」

〈わずかな償却資産しか所有していない場合〉 償却資産の免税点は150万円です。申告書を基に課税標準額を算出して決定しますので、資産の多少にかかわらず申告してください

〈昨年と資産の内容は変わらない場合〉 昨年中に資産の増減がなかった場合でも申告が必要です。申告書の備考欄に「増減なし」とご記入ください

なお、商号変更や事業所の移転や廃業等については、その旨をご記入ください。 問資産税課(第三庁舎3階) ☎963119147

## このような資産が対象になります(例)

### 飲食業

- ・厨房設備
- ・冷蔵庫
- ・カラオケ装置
- ・接客用家具
- など



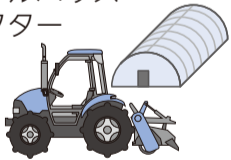
### 小売業

- ・陳列ケース
- ・冷蔵庫
- ・レジスター
- など



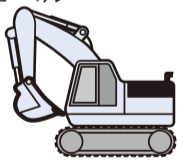
### 農業

- ・ビニールハウス
- ・トラクター
- など



### 建設業

- ・パワーショベル
- ・発電機
- など



### 理美容業

- ・理美容いす
- ・パーマ器
- ・サインポール
- ・消毒殺菌機
- ・タオル蒸し器
- など



### 不動産賃貸業

- ・外構工事部分(税務上、「建物一式」となっている場合は、工事内訳書等で該当資産を抜き出してください)



### 太陽光発電事業(再生可能エネルギー発電)

- ・法人・個人が事業用に設置した太陽光発電設備
- ・個人が住宅等に設置した太陽光発電設備のうち、発電出力が10kW以上のもの

